

公立大学法人埼玉県立大学教員の任期に関する規程

平成22年4月1日

規 程 第 1 7 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「就業規則」という。）第11条の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）において期間を定めた労働契約を締結する教員（就業規則第2条第2項に規定する教員。以下「任期付教員」という。）の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期付教員の任期等)

第2条 大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、任期付教員の任期、再任に関する事項は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に就業規則第23条第1項に定める定年に達するときは、当該任期付教員の任期は、定年に達する日以降の最初の3月31日までとする。

3 任期中に出産休暇、育児休業及び病気休暇等で90日を超える就業できない期間（以下「就業できない期間」という。）が生じた場合の任期は、就業できない期間に相当する期間（30日未満は切り捨てる。）延長できるものとする。

(無期労働契約への転換)

第2条の2 前条第1項の規定により、通算の労働契約期間が10年を超える教員は、無期労働契約転換申込書（様式1）を提出することにより、現在締結している労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約（以下、「無期労働契約」という。）での雇用に転換することができる。

2 労働契約が締結されていない期間が連続して6か月以上ある場合には、それ以前の契約期間は、前項の通算の労働期間に含めないものとする。

3 法人は、第1項の規定による申出を受理したときは、無期労働契約転換申込受理通知書（様式第2号）により、速やかに申出者本人に通知するものとする。

4 第1項の規定により、無期労働契約に転換された者の労働条件については、本規則に定める労働条件（任期を除く。）を引き続き適用するものとする。

(任期途中で昇任又は降任した場合の任期)

第3条 任期付教員が、任期の途中において昇任又は降任した場合、当該任期付教員の昇任又は降任前の職位の残任期間に関わらず、新たな職位での労働契約に基づく任期が始まるものとする。

(任期付教員の再任手続き)

第4条 任期付教員の再任にあたっては、教員人事委員会において当該任期付教員の当該任期期間中の人事評価等に基づき、再任判定の審査（以下「再任審査」という。）を行う。

2 前項の再任審査は、当該任期付教員からの申請に基づき行う。

3 任期付教員の再任にあたっては、第1項の規定による再任審査の結果に基づき、学長から理事長に申し出る。

(同意)

第5条 任期付教員を任用する場合には、同意書（様式3）により、当該任期付教員の同意を得なければならない。

(公表)

第6条 この規程を制定し、又は改廃したときは、速やかに公表し、広く周知を図るものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に任用される教員、施行日に公立大学法人埼玉県立大学への職員の引継ぎに関する条例（平成 21 年埼玉県条例第 66 号）に基づいて埼玉県から法人に引き継がれる教員について適用する。
- 2 施行日前において、埼玉県立大学教員の任期に関する規程（平成 15 年埼玉県立大学規程第 81 号。以下「旧規程」という。）により任用されていた教員の任期は、当該教員の旧規程に基づく任期の残期間に関わらず、第 2 条に規定する任期とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日前に任用されていた任期付教員の任期は、任期の残期間に関わらず、平成 27 年 4 月 1 日を始期とし、第 2 条に規定する任期とする。
- 3 附則第 2 項による任期の更新は、別表における助教の再任回数には含めない。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日前において、改正前の埼玉県立大学教員の任期に関する規程（平成 22 年埼玉県立大学規程第 17 号。以下「旧規程」という。）により任用されていた教員の任期は、当該教員の旧規程に基づく任期の残期間とする（第 3 条の規定に該当する場合を除く。）。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

職	助手	助 教	准教授	教 授
任 期	5 年	5 年	5 年	5 年
再任に関する 事項	再任可 ただし、1 回限 りとし、再任さ れた場合の任期 は5年とする。	再任可	再任可	再任可

様式 1（第 2 条の 2 関係）

無期労働契約転換申込書

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

所 属
氏 名

公立大学法人埼玉県立大学教員の任期に関する規程第 2 条の 2 に基づき、期間の定めのない労働契約への転換の申込みをします。

無期労働契約転換申込受理通知書

年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長

あなたから 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書を受理しましたので通知
します。

無期労働契約への転換は、 年 月 日からとなります。

同 意 書

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

(氏 名) 印

私は、公立大学法人埼玉県立大学教員の任期に関する規程第 5 条の規定に基づき、下記の任期により公立大学法人埼玉県立大学職員として任用されることに同意します。

記

年 月 日 から 年 月 日 まで

ただし、上記に定める任期の満了前に公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則
(平成 22 年規則第 22 号) 第 23 条第 1 項又は第 2 項に定める定年に達するときは、
任期は、定年に達する日以降の最初の 3 月 31 日までとする。